

流 廃 審 第 3 号  
令和 2 年 7 月 3 0 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市廃棄物対策審議会  
会長 稲葉 陸 太



一般廃棄物（ごみ）の排出に係る指定袋の導入について（答申）

令和 2 年 6 月 1 7 日 付け流ク第 6 3 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

一般廃棄物（ごみ）の排出に係る指定袋の導入について審議した結果、流山市が審議内容を取りまとめた別添「一般廃棄物（ごみ）の排出に係る指定袋導入の考え方（案）」を了承するとともに、下記の意見を付します。

また、導入に際して、流山市のごみの収集・処理に関する現状などの情報を市民等へ積極的に発信し、理解と協力を得るよう努めることを望みます。

- 1 指定袋の形状は、利便性等について継続して検討することを要望します。
- 2 袋の素材は、今後の社会情勢の変動を注視し、環境へ配慮したバイオマスプラスチックの配合について検討することを要望します。

# 一般廃棄物（ごみ）の排出に係る指定袋導入の考え方（案）

## 1. 指定袋導入の目的

### ①ごみ排出に係る意識の向上

指定袋を使用することで、ごみの分別や減量を意識する。無駄なものを買わない、捨てるものを減らそう、再利用しようとする考えにつながる。

### ②違反ごみの抑止

規定の袋で排出されることで、集積所が秩序化され、通りすがりや事業者、他市からなど集積所利用者以外によるごみの排出が減る。

### ③統一規格化による収集並びに破袋の効率上昇

ごみ袋を規格化する（大きさ、素材などを定型にする）ことで、集積所でごみを確認、収集しやすくなる。また、それにより、作業員の怪我や事故の防止につながる。

容器包装プラスチック類は、クリーンセンター内で破袋し資源化できるものを手選別している。袋を規格化することで破袋率が上がる。

### ④レジ袋有料化に伴うレジ袋利用抑制

国の施策で令和2年7月1日からレジ袋の有料化が導入される。収集頻度、量の多いごみの種別で、指定袋を導入しレジ袋での排出を不可とすることで、普段からレジ袋を入手しないよう意識する効果が期待できる。

## 2. 指定袋規格

- ・『燃やすごみ』『容器包装プラスチック類』の2種
- ・種別ごとに近隣市と重ならない配色（文字のみ）の半透明袋とする
- ・サイズは45L、30L、20Lの3種とし、販売単位は10枚とする
- ・45L、30Lは取っ手無し、20Lは取っ手有りとする
- ・材質は当面ポリエチレン袋とする

## 3. 導入方式

- ・市が袋の仕様を決定し、その仕様に適合する袋について認定して流山市指定袋として販売させる手法とする

- ・市は袋の製造販売から販路の確保等まで行える事業者を認定する
- ・価格は自由価格とすることから原価＋製造者利益＋販売者利益程度の金額となることが予想される
- ・本指定袋の価格にごみ処理手数料は一切含めない

※指定袋の仕様を定めて事業者を募る認定制とすることで、複数の事業者が仕様を満たせる条件の範囲内において価格を競うこととなり、市が自ら製造と販売を行うよりも効率的に指定袋を市中に届けることができます。

#### 4. 導入時期

令和4年4月（本導入）

※本導入の半年ほど前から指定袋の販売を開始し、移行期間とする。

#### 5. 導入の法的根拠

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第5条第2項において、『市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。』とされており、同第14条において『市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。』とされていることから、一般廃棄物処理計画に指定袋による排出について定義する。

#### ※一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村が定める計画で、

- ・一般廃棄物処理基本計画（10～15年の長期計画）
- ・一般廃棄物処理実施計画（各年度計画）

から構成されています。

指定袋による排出については、各年度計画である「一般廃棄物処理実施計画」で定めることを考えています。